

札幌市 環境企業第 28 号

平成 24 年 4 月 4 日

環境大臣 細野 豪志 様

札幌市長 上田 文雄



東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法

第 6 条第 1 項に基づく広域的な協力の要請について（回答）

平成 24 年 3 月 16 日付け環廃対発第 120316001 号により要請された件について、下記のとおり回答いたします。

記

安全に処理することが可能な災害廃棄物については、受入れの用意がありますが、現在、国から示されている基準や指針では、放射性物質に汚染された災害廃棄物の処理体制として、安全の確証が得られる状況にないと考えており、現時点で安全性が明確にされていない災害廃棄物を受け入れることはできません。

つきましては、本市が通常処理している廃棄物相当の安全性が確保された災害廃棄物に関する情報提供をお願いいたします。